

「身近な自然環境保全活動助成事業」募集要項

公益財団法人佐倉緑の基金

第1 事業の趣旨

本事業は、自然環境の保全への市民参加を促進するため、佐倉市内において自発的・継続的に取り組む自然環境保全活動に対して、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「当法人」という。）が公募方式により募集し、活動に要する経費の一部を助成するものです。

第2 対象団体

助成の対象となるのは、NPO、ボランティア団体、企業、学校、自治会等で、次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 市内において自発的・継続的に自然環境保全活動を行う団体であり、助成の対象となる活動を実施する能力があること。
- (2) 定款又は規約等を有し、団体としての意思を決定し、執行及び代表することの権能、並びに団体として独立した経理機能を確立していること。
- (3) 当法人の評議員、役員及び職員が代表となっている団体ではないこと。
- (4) 政治活動や特定の宗教に関する活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者）、又は政党を推薦、支持、反対をする団体ではないこと。
- (6) 暴力団ではないこと。暴力団若しくは暴力団員の統率下にある団体ではないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反した活動を行っていないこと。

第3 対象となる活動

市内において行う次の活動とします。

- (1) 森や林などの緑地・里山等の自然環境保全活動
- (2) 河川・湖沼等の水辺の環境保全活動や湧水などの水源保全活動
- (3) 希少な動植物の保護など生物多様性の維持活動

ただし、次のいずれかに該当する場合は助成の対象としません。

- (1) 活動の全部又は大部分を他の団体等に請け負わせて実施する活動
- (2) 収益を得ることを目的とした活動
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動

第4 対象となる経費

第3の「対象となる活動」の実施に直接要する経費です。

ただし、他の団体等からの委託、補助、助成等を受けている経費は除きます（他から助成等を受けていてもよいが、同経費を重複して精算しないでください。これを防ぐため、当法人では領収書の原本提出をお願いしています。）

また、対象となる経費は、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、保険料、賃借料、外部への謝金であり、飲食に要する経費や会員への人件費・謝礼を除きます。
なお、外部講師への謝金については、講師一人につき一万円を限度とします。

第5 助成額等

一団体への年間助成額は5万円以内、年間助成総額は50万円以内としますが、各年度の年間助成総額は財団の財政状況に応じて年度予算で設定します。
同じ団体は原則として5年間まで助成を受けることが可能です。
ただし、各年度の選定を行って後、助成総額に達していない時は5年を超えた団体で選定委員会（本要項第9）が助成を適当と判断する場合は、3万円を上限として継続して助成を受けることができます。

第6 助成対象期間

助成対象となる活動の実施期間は、4月1日～翌3月31日までとし、その期間内に支出した経費（第4項で示したもの）を助成の対象とします。

第7 配布期間・応募期間

(1) 応募期間 4月1日～4月30日

(2) 応募方法

申請書(様式1)を、当法人の受付窓口(※)へ持参又は郵送(消印有効)してください。また、提出していただく申請書と同一内容のものを、メール添付(CD、USB可)で送付してください(可能な団体のみ)。

応募2年目以降の団体でメールを利用する団体は、メール添付のみの提出でよい。
なお、申請を受理した場合は、提出された書類は返還しません。

※ 受付窓口

285-0024 千葉県佐倉市裏新町78番地

公益財団法人 佐倉緑の基金

t e l / f a x 0 4 3 - 4 8 6 - 3 2 9 3

事務所開所 月・水・金9時～16時

ホームページ <http://midorikin.jp/>

メール sakura-midori@ruby.rd-net.jp

(3) 申請書の配布

申請書は、当法人事務所に用意してあります。また、当法人のホームページからダウンロードできます。

第8 申請の受理

- (1) 申請は、次の事項に該当する場合に受理します。
- ア この要項に定められた要件に該当すること。
具体的には、次の要件を全て満たすことが必要です。
 - ・ この要項第2に定められた対象団体であること。
 - ・ この要項第3に定められた対象となる活動であること。
 - ・ 助成金の使途が、この要項第4に定められた助成対象となる経費であること。
 - イ 募集期間内に受付が行われたこと。
 - ウ 申請事項に不備がないこと。
 - エ 申請書に必要な書類が添付されていること。
- (2) 受理しない場合には、その理由を付し、申請書を申請者に返還します。

第9 選定

選定は、当法人が別途設置する「「身近な自然環境保全活動助成事業」選定委員会（以下「委員会」という。）」で行います。

第10 選定基準

佐倉市の自然環境の保全につながる活動かどうかを、「目的」「計画内容」「活動の効果」といった次の視点を通して総合的に判断します。

- ア 佐倉市の自然環境の保全のための活動か。
- イ 継続的な活動か、または今後の継続性があるか。
- ウ 実現可能な方法、手段として計画されているか。
- エ 自然環境の保全に関する啓発普及活動の促進に資するか。
- オ 自然環境の保全に関するボランティア活動の推進に資するか。

第11 選定結果の通知

おおむね5月中に、申請のあった全ての団体に対して選定結果を通知します。交付が決定した団体は、交付金を受け取るために銀行口座を登録していただきます。

第12 交付の条件

交付を決定する場合に次の条件を付けることとします。

- (1) 助成対象の活動を中止または廃止する場合は、当法人の理事長の承認を受けること。
- (2) 助成対象の活動の報告内容については、当法人が使用できること。
- (3) その他理事長が必要と認める条件。

第13 助成金の交付

助成金の交付は、6月末頃に、銀行振込により行います。

第14 助成金の精算

助成金の精算は、助成対象期間内に提出された実績報告書（様式2）及び領収書（原本に限る。）の内容により行います。

なお、下記のいずれかに該当する場合には、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。

イ 助成金を助成事業又は助成対象経費以外に使用したとき。

ウ 対象活動を中止または完了できないとき。

第15 活動の報告

対象となる活動の報告として、助成金の精算と同時に、実績報告書（様式2）を提出していただきます。提出していただく実績報告書と同一内容のものをメール添付（CD、USB可）で送付してください（可能な団体のみ）。

なお、当法人が、団体の活動の状況を確認させていただく場合があります。

第16 情報公開・情報提供

- （1）この事業の公正性、透明性を確保するため、応募状況及び選定結果については、当法人のホームページなどによりお知らせします。
- （2）選定された団体においても、インターネット等を活用して積極的な情報提供をお願いします。

第17 改廃

本要項の改廃は理事会の決議によって行う。

附則

本要項を平成29年4月1日から当法人の規程とする。

「身近な自然環境保全活動助成事業」選定委員会 設置要領

公益財団法人佐倉緑の基金

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「当法人」という。）の「身近な自然環境保全活動助成事業」選定委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、別に定める「身近な自然環境保全活動助成事業選定要領」（以下、「選定要領」という。）に基づき、各年度の「身近な自然環境保全活動助成事業募集要項」により提出された応募書類の審査を行い、助成対象団体を選定するものとする。

(組織の構成)

第3条 委員会は、当法人の評議員及び役員から代表理事が委嘱する委員によって構成される。

2 委員会は定数を5名とする

(委員長)

第4条 委員会に、選定委員長（以下、「委員長」という。）を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は委員会の議長となり、会議を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員が職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。なお、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、委員に対する回議等をもって開催したものとすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第8条 委員の報酬は無報酬とする。

2 選定委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の事務局は、当法人の事務局が行う。

(その他)

第10条 委員は、申請者に対して、援助を行ってはならない。

2 委員は、申請団体の会員である場合、その事業についての審査を行えない。

3 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が定める。

(改廃)

第11条 本要領の改廃は理事会の決議によって行う。

附則

本要項を平成29年4月1日から当法人の規程とする。

(別表)

「身近な自然環境保全活動助成事業」選定委員会

委員名簿

委員名	評議員・役員の別	備考
石田 晶久	評議員	
高橋 昭	評議員	
田中 正彦	評議員	
美濃和 信孝	評議員	
安立 退良	役員	

「身近な自然環境保全活動助成事業」選定要領

公益財団法人佐倉緑の基金

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「当法人」という。）の「身近な自然環境保全活動助成事業」選定委員会における審議の方法、選定の基準について必要な事項を定める。

(選定)

第2条 選定の対象団体は、別表1のとおりとする。

2 選定基準は、別表2のとおりとする。

(選定の方法)

第3条 選定の方法は、以下の各号による。

- (1) 別表2の選定基準に基づき、5段階の評価点数により審査を行う。
また、評価点数の基準は、以下のとおりとする。
5点：非常に優れている。4点：優れている。3点：普通。2点：劣っている。1点：非常に劣っている。
- (2) 各委員は、別表3の評価点記入票に採点結果を記入する。
- (3) 審査資格のある委員全員から平均3点以上の評価点を得た応募団体を採択候補とする。ただし、一項目でも1点の項目がある団体は審議の対象とする。
- (4) 予算の範囲内で評価点数の高い順に採択する。

(改廃)

第4条 本要領の改廃は理事会の決議によって行う。

附則

本要項を平成29年4月1日から当法人の規程とする。

(別表1) 選定対象団体

募集番号	申請団体名	代表者	申請額	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(別表2) 選定基準

1 形式的選定基準

- ① 応募資格を満たしているか。
- ② 応募書類が適切に提出されているか(提出期限等)。

2 内容選定基準

項目	審査基準
活動の内容	佐倉市の自然環境の保全のための活動であること。
	継続的な活動であること。
	実現可能な方法、手段として計画されていること。
期待される効果	自然環境の保全に関する啓発普及活動の促進に資すること。
	自然環境の保全に関するボランティア活動の推進に資すること。

(別表3)

身近な自然環境保全活動助成事業
評価点記入票

【申請団体名】

【選定委員名】

項目	選定基準	評価点数（該当する点数を○で囲んでください。）
形式的 選定基準	応募資格を満たしていること。	適 ・ 否
	応募書類が適切に提出されていること。	適 ・ 否
活動の内容	当法人の目的に沿った活動であること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
	継続的な活動であること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
	実現可能な方法、手段として計画されていること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
期待される効果	自然環境の保全に関する啓発普及活動の促進に資すること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
	自然環境の保全に関するボランティア活動の促進に資すること。	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1
合計点		
平均点		

※点数は、下記基準で評価してください。

{ 5－非常に優れている。 4－優れている。 3－普通。
 2－劣っている。 1－非常に劣っている。 }

※ 対象団体の活動に対して、改善したほうがよい点などご意見がありましたら、ご記入願います。